　第１００号議案

　　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年１１月２８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

　　第３条第２項を次のように改める。

　２　前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、または減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例および幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

　　第３条に次の１項を加える。

　３　前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第１項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の１２月１日とする。

　　⑴　当該増額等改定があった日の属する年度の４月１日から１２月１日までの期間において発令された任用期間（品川区における任命権者によって任用される場合に限る。）が、通算して３月以下の会計年度任用職員

　　⑵　当該増額等改定があった日の属する年度の４月１日から１２月１日までの期間において発令された任用期間（品川区における任命権者によって任用される場合に限る。）中の勤務日数および勤務時間について、１週間当たりの勤務日数が２日以下、かつ、１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分未満の会計年度任用職員

　　第１６条第２項中「１００分の１２０」を「、６月に支給する場合においては１００分の１２０、１２月に支給する場合においては１００分の１３０」に改める。

第２条　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

　　第２条第１項中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

　　第１４条第１項中「第１号」を「同条第１号」に改め、同条第２項中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加える。

　　第１５条中「次条」の次に「および第１６条の２」を加える。

　　第１６条第１項中「この項」の次に「および次条第１項」を加え、同条第２項中「報酬」の次に「の額」を加え、「、６月に支給する場合においては１００分の１２０、１２月に支給する場合においては１００分の１３０」を「１００分の１２０」に改め、同条第３項中「および」の次に「支給の」を加え、同条第４項中「人事委員会」を「、人事委員会」に改める。

　　第１６条の次に次の１条を加える。

　　（勤勉手当）

　第１６条の２　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１カ月以内に退職し、または死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

　２　勤勉手当の額は、第４条および第５条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に１００分の１１２．５を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

　３　勤勉手当の不支給および支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

　４　前３項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

　（説明）会計年度任用職員の期末手当に係る支給月数を改めるほか、新たに勤勉手当を支給する必要がある。